解散公告

当組合は、平成二十八年三月二十五日開催の臨時総会の決議により平成二十八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

香川県小豆郡土庄町淵崎甲七四四番地二

小豆島国際交流事業協同組合

代表清算人　北田　忠史

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

福岡県直方市上頓野一三〇一番地二

株式会社前田金属

代表清算人　前田　君男

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

福岡県北九州市小倉北区真鶴二丁目一〇番二号

吉田産業有限会社

清算人　吉田　恵

解散公告

当社は、平成二十八年三月二十二日開催の臨時株主総会の決議により平成二十八年三月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

又、当会社は平成二十八年四月一日付けをもって本店を北九州市戸畑区飛幡町一番一号に移転いたしました。

平成二十八年四月二十五日

北九州市戸畑区飛幡町一番一号

北九州エコエナジー株式会社

代表清算人　山下　晋

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日の株主総会（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

佐賀市神野西三丁目一一番五号

株式会社ビッグマン

代表清算人　森　加津代

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年九月二十四日開催の理事会の決議並びに青森県知事の認可により、平成二十八年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊六五番地

社会福祉法人白鳥福祉会

清算人　三上壽美子

解散公告（第一回）

当厚生年金基金は、平成二十八年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一二番一号　東和ビル二階

関東五県印刷工業厚生年金基金

代表清算人　新井　正敏

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年三月三十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

東京都世田谷区代沢四丁目八番六号

宗教法人神道大成教天善教会北沢分教会

清算人　小倉　和美

平成二十八年四月二十五日

北九州市戸畑区飛幡町一番一号

北九州エコエナジー株式会社

代表清算人　山下　晋

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日の株主総会（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

佐賀市神野西三丁目一一番五号

株式会社ビッグマン

代表清算人　森　加津代

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年九月二十四日開催の理事会の決議並びに青森県知事の認可により、平成二十八年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊六五番地

社会福祉法人白鳥福祉会

清算人　三上壽美子

解散公告（第一回）

当厚生年金基金は、平成二十八年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一二番一号　東和ビル二階

関東五県印刷工業厚生年金基金

代表清算人　新井　正敏

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年三月三十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

東京都世田谷区代沢四丁目八番六号

宗教法人神道大成教天善教会北沢分教会

清算人　小倉　和美

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

東京都渋谷区神宮前二丁目三番一六号

東京建築設計厚生年金基金

代表清算人　伊丹　勝

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年三月二十八日長岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

新潟県長岡市美沢四丁目二〇五番地四号

長岡駅東土地区画整理組合

代表清算人　野本　秀晴

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年三月三十一日愛知県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

愛知県岩倉市本町上郷一九番地の一

学校法人高桑学園

清算人　高桑　桂一

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十七年七月二十三日開催の組合会の議決により平成二十八年三月三十一日で解散したので、当組合に債権を有する者は、平成二十八年九月三十日迄にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

兵庫県神戸市兵庫区中之島一丁目一番一号

神戸中央卸売市場国民健康保険組合

代表清算人　幣　富士雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年三月三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

長崎県諫早市東小路町一一番五号

医療法人やまさき歯科医院

清算人　山崎　大介

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年九月三十日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、平成二十八年三月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

北海道勇払郡安平町早来大町一一六番地四

医療法人社団畑山医院

清算人　畑山由起子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年三月二十二日総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

千葉市美浜区高洲一丁目一五番五号

医療法人社団成瀬医院

清算人　成瀬　忠博

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年三月三十日川崎市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

神奈川県川崎市中原区小杉町三丁目二六四番地三

小杉三丁目中央地区市街地再開発組合

代表清算人　伊藤　奎助

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年三月十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十五日

山口県山口市宝町二番八四号

山口県トラック厚生年金基金

代表清算人　三浦　克己